

ケアプラン点検 実施について

本市では、居宅サービス計画書がケアマネジメントプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかについて、保険者と介護支援専門員がともに検証確認し、適切な給付を実施することを目的にケアプラン点検を行います。

1. 根拠法令及び目的

(1) 根拠法令

介護保険法第115条の45（地域支援事業）に基づいて実施される介護給付費等費用適正化事業の一つ

(2) 目的

ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実現を支援する。

2. 実施方法

長寿介護課職員と介護支援専門員との面談

日程は資料提出時に相談の上、決定します

3. 事前提出資料

1. 居宅サービス計画書第1表から第3表
2. サービス担当者介護の要点（居宅サービス計画書第4表）
3. 居宅介護支援経過記録（居宅サービス計画書第5表 直近1年分をお願いします）
4. アセスメントシート

※提出期限は通知日から10日から2週間ほど後を予定しています。

4. 対象者

2名から3名を予定（国保連の資料等を基に抽出）

5. 問い合わせ先

小松市長寿介護課 給付担当 0761-24-8149

※ケアプラン点検は、厚生労働省HP 「ケアプラン点検について」に沿って、

・ケアプラン点検項目 ・ケアプラン点検支援ツール を利用し、行います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/hoken/jissi_00005.html